

## 兵庫県赤十字血液センター建設費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民医療に不可欠な輸血用血液の採血及び供給機能の充実を図るため、兵庫県赤十字血液センター(以下「血液センター」という。)の移転新築に要する建設事業に必要な資金の一部を補助することに関し、必要な事項を定める。

### (補助金の交付)

第2条 補助金は、日本赤十字社が株式会社みなと銀行から融資を受けた、下の元利償還金相当額について、毎年9月20日及び3月20日(銀行が休日の場合はその翌営業日。)の償還期日に、日本赤十字社兵庫県支部(以下「兵庫県支部」という。)の請求に基づいて交付するものとする。

借入金	償還期間	利率
207,277,000円	25年(平成15年度～39年度)	1.375%

2 前項の借入金の借入時期については、あらかじめ市長に協議するものとする。

3 前項の借入金の利率の変更については、あらかじめ市長に協議するものとし、市長は兵庫県知事と協議して、その変更について決定するものとする。

### (対象事業)

第3条 前条による補助金の交付の対象となる事業は血液センターの建築工事及び設計監理に要する経費とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、兵庫県支部が株式会社みなと銀行から融資を受けた元金に利息を加えた額とし、別表の限度額の範囲内とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 兵庫県支部は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、毎年度最初の償還日の1ヶ月前までに市長に提出するものとする。

(1) 貸付決定通知書の写及び年次償還計算書

(2) その他市長が必要と認める書類

### (補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、書類審査等により補助金の交付決定を行ない、兵庫県支部に補助金交付決定通知書(様式第2号)により、通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定に当たり必要があるときは条件を付することができる。

(補助金の請求)

第7条 兵庫県支部は、前条の交付決定通知を受けたときは、毎年度各償還月の前月末日までに、請求書(様式第3号)及び償還請求書の写しを市長に提出するものとする。

(清算報告書)

第8条 兵庫県支部は、前条による補助金を受け、株式会社みなと銀行への償還の都度、ただちに清算報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等の取消し)

第9条 市長は、兵庫県支部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 補助金をその目的以外に使用したとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関して、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることがある。

(遅延利息の納付)

第10条 兵庫県支部は、前条の規定により返還を命じられた補助金を納期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第11条 兵庫県支部は、この補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けず、当該要綱による交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は処分してはならない。

(補則)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成15年4月2日から施行する。

(別表)

年 度	限 度 額
	千円
平成15年度	2, 163
平成16年度	2, 851
平成17年度	2, 835
平成18年度	12, 240
平成19年度	12, 125
平成20年度	11, 995
平成21年度	11, 852
平成22年度	11, 716
平成23年度	11, 592
平成24年度	11, 463
平成25年度	11, 328
平成26年度	11, 204
平成27年度	11, 088
平成28年度	10, 940
平成29年度	10, 811
平成30年度	10, 686
平成31年度	10, 568
平成32年度	10, 424
平成33年度	10, 297
平成34年度	10, 163
平成35年度	10, 041
平成36年度	9, 908
平成37年度	9, 781
平成38年度	9, 650
平成39年度	9, 512
合 計	247, 233